

愛媛労働局発表

令和6年5月31日

【担当】

愛媛労働局労働基準部 健康安全課

課長 亀田 典男

課長補佐 西本 直樹

電話 089 - 935 - 5204 (内線 470)

報道関係者 各位

7月1日から「全国安全週間」が始まります

～ 労働局長による建設現場へのパトロールなどを実施 ～

今年で97回目となる全国安全週間は、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的としています。

愛媛労働局（局長 小宮山 弘樹）では、安全衛生に係る表彰や労働局長による建設現場へのパトロールを実施するほか、各事業場に対して、経営トップによる安全への所信表明や安全パトロールによる職場の総点検などの取組を行うよう呼び掛けることとしています。

【令和6年度全国安全週間の概要】

1 実施期間

7月1日から7月7日（準備期間：6月1日から6月30日）

2 スローガン

「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」

3 期間中の主な実施事項

（1）令和6年度安全衛生に係る愛媛労働局長表彰式（受賞事業場は別途発表します）

日時：7月1日（月）午後1時30分～

場所：松山若草合同庁舎 7階 共用大会議室（松山市若草町4-3）

（2）建設現場への労働局長パトロール（日時等の詳細は別途発表します）

（3）全国安全週間説明会（日時等は「(公社)愛媛労働基準協会」HP参照）

（4）各労働基準監督署による事業場への個別指導等

【別添資料】

資料1 令和6年度全国安全週間実施要綱

資料2 令和5年死亡災害発生状況一覧表

資料3 令和5年業種別・署別労働災害発生状況(確定・新型コロナウイルス感染症を除く)

令和 6 年度全国安全週間実施要綱

1 趣 旨

全国安全週間は、昭和 3 年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、「産業界での自主的な労働災害防止活動を推進し、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を図ること」を目的に、一度も中断することなく続けられ、今年で 97 回目を迎える。

この間、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきた。この努力により労働災害は長期的には減少しているところであるが、令和 5 年の労働災害については、死亡災害は集計開始以降最少となった前年を下回る見込みであるものの、休業 4 日以上之死傷災害は前年同期よりも増加しており、過去 20 年で最多となった令和 4 年を上回る見込みで、平成 21 年以降、死傷者数が増加に転じてから続く増加傾向に歯止めがかからない状況となっている。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にある。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和 5 年 3 月に策定された第 14 次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次 2 年目となる令和 6 年度においても、引き続き労使一丸となった取組が求められる。

以上を踏まえ、更なる労働災害の減少を図る観点から、令和 6 年度の全国安全週間は、以下のスローガンの下で取り組む。

危険に気付くあなたが目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全

2 期 間

7 月 1 日から 7 月 7 日までとする。

なお、全国安全週間の実効を上げるため、6 月 1 日から 6 月 30 日までを準備期間とする。

3 主唱者

厚生労働省、中央労働災害防止協会

4 協賛者

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会

5 協力者

関係行政機関、地方公共団体、安全関係団体、労働組合、経営者団体

6 実施者

各事業場

7 主唱者、協賛者の実施事項

全国安全週間及び準備期間中に次の事項を実施する。

- (1) 安全広報資料等を作成し、配布する。
- (2) 様々な広報媒体を通じて広報する。
- (3) 安全パトロール等を実施する。
- (4) 安全講習会や、事業者間で意見交換し、好事例を情報交換するワークショップ等を開催する。
- (5) 安全衛生に係る表彰を行う。
- (6) 「国民安全の日」(7月1日)の行事に協力する。
- (7) 事業場の実施事項について指導援助する。
- (8) その他「全国安全週間」にふさわしい行事等を行う。

8 協力者への依頼

主唱者は、上記7の事項を実施するため、協力者に対して、支援、協力を依頼する。

9 実施者が準備期間中及び全国安全週間に実施する事項

安全文化を醸成するため、各事業場では、全国安全週間及び準備期間を利用し、次の事項を実施する。

- (1) 安全大会等での経営トップによる安全への所信表明を通じた関係者の意思の統一及び安全意識の高揚
- (2) 安全パトロールによる職場の総点検の実施
- (3) 安全旗の掲揚、標語の掲示、講演会等の開催、安全関係資料の配布等の他、ホームページ等を通じた自社の安全活動等の社会への発信
- (4) 労働者の家族への職場の安全に関する文書の送付、職場見学等の実施による家族への協力の呼びかけ
- (5) 緊急時の措置に係る必要な訓練の実施
- (6) 「安全の日」の設定の他、準備期間及び全国安全週間にふさわしい行事の実施

10 実施者が継続的に実施する事項

全国安全週間における取組をより効果的にするためにも、事業者は、準備期間及び全国安全週間以外についても、以下の事項を継続的に実施する。

(1) 安全衛生活動の推進

安全衛生管理体制の確立

ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備

イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任

ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化

エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立

安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等

ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施

イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足

ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実

エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認

自主的な安全衛生活動の促進

- ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
- イ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
リスクアセスメントの実施
- ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
- イ SDS（安全データシート）等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
その他の取組
- ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
- イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
- ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

(2) 業種の特性に応じた労働災害防止対策

小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策

- ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
- イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
- ウ 職場巡視、4S活動（整理、整頓、清掃、清潔）、KY（危険予知）活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
- オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
陸上貨物運送事業における労働災害防止対策
- ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
- イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、混雑の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
- ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
- エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
- オ トラックの逸走防止措置の実施
- カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
建設業における労働災害防止対策

ア 一般的事項

- (ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
- (イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
- (ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
- (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
- (オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
- (カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
- (キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
- イ 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施

ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施

製造業における労働災害防止対策

ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施

イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進

ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施

エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施

オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施

林業の労働災害防止対策

ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施

イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

(3) 業種横断的な労働災害防止対策

労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策

ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進

イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置

ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化

エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進

オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨

カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施

高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策

ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」に基づく措置の実施

イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施

ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化

交通労働災害防止対策

ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施

イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施

ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発

エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施

熱中症予防対策（STOP！熱中症 クールワークキャンペーン）

ア 暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施

イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施

ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮

業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策

ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮

イ その他請負人等が上記10(1)～10(3)に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

資料2 令和5年死亡災害発生状況一覧表

愛媛労働局

番号	所轄署	発生月 発生時間帯	業種	被災者			発注者	発生状況	事故の型 起因物
				性別	年齢	職種			
1	新居浜	1月 11時台	その他の建設業	男	25	とび職	民間	被災者は、スレート屋根上に仮設された足場上で作業を行っていた。使用していた工具をスレート屋根上に落としたため、足場からスレート屋根に乗り、工具を拾いに向かっていた際、スレートを踏み抜き、約13m下の床面に墜落した。	墜落・転落 屋根
2	松山	2月 8時台	建築工事業	男	41	清掃員	民間	作業者2名（代表者と被災者）が商業ビルの防水工事現場に到着した後、代表者は、他の用務にて一時的に現場を離れることとなった。代表者は、被災者に対しビル屋上に道具を運搬するよう指示した。 その後、代表者は現場に戻ってきたが、被災者が見当たらないことから商業ビルの屋上付近を捜していたところ、屋上から約12m下の別の建物（パークイングの電気室）の屋上に被災者が倒れているのを発見した。	墜落・転落 建築物、構築物
3	新居浜	3月 16時台	その他の建設業	男	63	その他の作業員	民間	被災者は、ボイラーの煙道内部で掃除作業を行っていた。直径約4メートルの開口部から約20メートル墜落した。	墜落・転落 建築物、構築物
4	新居浜	3月 5時台	商業	男	48	配達員		被災者は、バイクに乗って新聞配達途中、赤信号のため路上に停止していたトラックの後部に激突した。	交通事故（交通事故） バイク
5	新居浜	4月 9時台	その他の建設業	男	41	管理者	民間	被災者の他4名が、熱交換器（重量2.4t）の搬入作業を行っていた。熱交換器は、同容器の下部に取り付けられていたチルローラーと呼ばれる搬送用器具を使用して、人力により通路を移動していた。チルローラーが外れたことから同容器が倒れ、被災者が同容器に激突され、同容器と通路との間に挟まれた。	激突され 人力運搬機
6	今治	4月 20時台	水運業	男	59	技術者		被災者は、事業場が所有する船舶の定期検査に立会するため国外の造船所に出張中、ジブクレーンに轢かれたものと推定される。	はさまれ・巻き込まれ クレーン
7	八幡浜	8月 11時台	林業	男	69	林業		林道開設工事において、被災者がチェーンソーで掘削法面上の立木を伐採（以下、同伐木を伐木という。）したところ、伐木が他の立木（以下、立木という。）にかかり木となり立木が根本から倒れ、さらに立木が別の立木（以下、立木という。）にかかり木となったことで立木が根本から被災者の方向に倒れ、立木の上部が被災者の頭部に激突した。	激突され 立木等
8	松山	9月 8時台	土木工事業	男	57	土工	民間	被災者は、貯水タンク修繕工事において、移動式クレーンでつり上げたカゴに乗り、チェーンソーで斜面上の支障木の枝払い作業を行っていたところ、乗っていたカゴが傾いたため被災者は5.7m下の道路面に墜落した。	墜落・転落 移動式クレーン
9	松山	10月 15時台	産業廃棄物処理業	男	41	運転者		クリーンセンター内において、ごみ収集車が収集したごみの入った荷箱を上昇させて、ごみをピットに投入しようとしたところ、ごみが荷箱から落下しなかったため、ごみ収集車の前輪が浮き上がり、運転者が乗ったままのごみ収集車が約6m下のピット内のごみの上に落下し、運転者が死亡した。	墜落・転落 トラック
10	八幡浜	10月 13時台	商業	男	40	作業員		作業員がドラム缶の上蓋をバーナーで溶断している際にドラム缶が爆発し、溶断作業を行っていた作業員が死亡した。	爆発 引火性の物



資料3 令和5年 業種別・署別労働災害発生状況

(確定・新型コロナウイルス感染症を除く)

愛媛労働局

業種別	局 署 別		増 減		松 山		新 居 浜		今 治		八 幡 浜		宇 和 島	
	5年	4年	件数	増減率	5年	4年	5年	4年	5年	4年	5年	4年	5年	4年
全 産 業	(10) 1550	(12) 1517	+33	+2.2%	(3) 658	(2) 585	(4) 426	444	(1) 186	(3) 194	(2) 169	(5) 178	111	(2) 116
製 造 業	412	(4) 403	+9	+2.2%	113	92	154	165	77	(3) 82	44	(1) 53	24	11
食 料 品 製 造 業	111	96	+15	+15.6%	49	35	21	21	4	10	27	24	10	6
織 維 工 業	11	13	-2	-15.4%	1		4	3	6	9		1		
そ の 他 の 織 維 製 品	5	5	±0	±0	1		2	1	2	4				
木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	24	31	-7	-22.6%	12	14	6	6			1	6	10	
家 具 ・ 装 備 品 製 造 業		4	-4	-100.0%		2				1		1		
パ ル プ ・ 紙 製 造 業	24	19	+5	+26.3%	1	1	22	18			1			
紙 加 工 品 製 造 業	23	26	-3	-11.5%	1	2	22	24						
印 刷 ・ 製 本 業	5	6	-1	-16.7%		1	2	4	3					1
化 学 工 業	18	12	+6	+50.0%	3	4	10	7			1	2		3
窯 業 土 石 製 品 製 造 業	13	19	-6	-31.6%	3	3	1	5	3	3	5	7	1	1
鉄 鋼 業	8	5	+3	+60.0%	1		7	5						
非 鉄 金 属 製 造 業	2	6	-4	-66.7%	1		1	6						
金 属 製 品 製 造 業	58	43	+15	+34.9%	13	6	24	22	18	15	1		2	
一 般 機 械 器 具 製 造 業	29	34	-5	-14.7%	10	10	16	19	2	4	1	1		
電 気 機 械 器 具 製 造 業	10	7	+3	+42.9%	6	3	3	2			1		1	1
輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	47	(4) 46	+1	+2.2%	2	1	4	12	37	(3) 31		(1) 1	4	1
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	1	3	-2	-66.7%		1			1	1				1
そ の 他 の 製 造 業	23	28	-5	-17.9%	9	9	10	10	1	1	1	8	3	
鉱 業	3	3			1		1		1	2		1		
建 設 業	(5) 170	(7) 206	-36	-17.5%	(2) 64	(1) 69	(3) 47	63	16	23	22	(4) 28	21	(2) 23
建 土 木 工 事 業	(1) 64	(4) 70	-6	-8.6%	(1) 23	23	10	18	4	8	17	(2) 9	10	(2) 12
建 築 工 事 業	(2) 71	(1) 82	-11	-13.4%	(1) 35	32	(1) 16	21	9	6	4	(1) 14	7	9
う ち 木 造 家 屋 建 築 工 事 業	13	22	-9	-40.9%	6	9	4	4			1	4	2	4
そ の 他 の 建 設 業	(2) 35	(2) 54	-19	-35.2%	6	(1) 14	(2) 21	24	3	9	1	(1) 5	4	2
鉄 道 ・ 道 路 旅 客 業	(1) 12	15	-3	-20.0%	7	8	3	4	(1) 2	3				
道 路 貨 物 運 送 業	157	159	-2	-1.3%	73	84	55	37	11	14	11	19	7	5
貨 物 取 扱 業	17	11	+6	+54.5%	11	5	5	6	1					
う ち 港 湾 運 送 業	7	3	+4	+133.3%	2		4	3	1					
農 業	35	49	-14	-28.6%	4	4	3	3	5	2	18	24	5	16
林 業	(1) 43	20	+23	+115.0%	10	7	5	3	1	1	(1) 15	7	12	2
畜 産 ・ 水 産 業	26	27	-1	-3.7%	3	3	4	3		4	11	5	8	12
商 業	(2) 226	216	+10	+4.6%	115	105	(1) 57	56	23	29	(1) 14	9	17	17
う ち 小 売 業	(1) 167	157	+10	+6.4%	90	75	(1) 38	41	18	22	8	6	13	13
金 融 広 告 業	13	10	+3	+30.0%	10	8	1	1	1				1	1
映 画 ・ 演 劇 業			±0	±0										
通 信 業	32	21	+11	+52.4%	17	12	6	5	2	1	6	3	1	
教 育 研 究	20	19	+1	+5.3%	15	12	3	5	2			1		1
保 健 衛 生 業	200	179	+21	+11.7%	106	85	48	46	20	20	18	16	8	12
う ち 社 会 福 祉 施 設	137	134	+3	+2.2%	72	63	36	32	9	15	13	13	7	11
接 客 娯 楽 業	71	63	+8	+12.7%	40	34	12	17	15	4	2	2	2	6
う ち 飲 食 店	42	39	+3	+7.7%	24	21	9	13	7	1	1	2	1	2
清 掃 と 畜 業	(1) 54	65	-11	-16.9%	(1) 36	35	9	17	5	7	2	1	2	5
官 公 署		1	-1	-100.0%				1						
そ の 他 の 事 業	59	(1) 50	+9	+18.0%	33	(1) 22	13	12	4	2	6	9	3	5

労働者死傷病報告書による休業4日以上の死傷者数を集計したもので、()内は、死亡者数を表し内数である。

第97回

全国安全週間

期間 令和6年7月1日(月)～7日(日)

準備期間:令和6年6月1日(土)～30日(日)

スローガン

危険に気付くあなたの目
そして摘み取る危険の芽
みんなで築く職場の安全



今年で97回目を迎える全国安全週間は、昭和3年に初めて実施されて以来、「人命尊重」という基本理念の下、労働災害を防止するために産業界での自主的な活動の推進と、職場での安全に対する意識を高め、安全を維持する活動の定着を目的として実施されてきました。

これまで、事業場では、労使が協調して労働災害防止対策が展開されてきました。この努力により労働災害は長期的には減少しておりますが、令和5年の労働災害については、死亡災害は前年を下回る見込みであるものの、休業4日以上死傷災害は前年を上回る見込みであり、増加傾向に歯止めがかからない状況となっています。

特に、転倒や腰痛といった労働者の作業行動に起因する死傷災害が増加し続けており、死亡災害については墜落・転落などによる災害が依然として後を絶たない状況にあります。

また、労働災害を少しでも減らし、労働者一人一人が安全に働くことができる職場環境を築くためには、令和5年3月に策定された第14次労働災害防止計画に基づく施策を着実に推進することが必要であり、計画年次2年目となる令和6年度においても、労使一丸となった取組が求められます。

そのため、令和6年度は、「危険に気付くあなたの目 そして摘み取る危険の芽 みんなで築く職場の安全」のスローガンの下、全国安全週間を実施することとしました。



主唱 厚生労働省、中央労働災害防止協会
協賛 建設業労働災害防止協会、
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会、
林業・木材製造業労働災害防止協会

※裏面の「令和6年度全国安全週間実施要綱について」もご覧ください。



実施者の実施事項

1 安全衛生活動の推進

- 安全衛生管理体制の確立**
 - ア 年間を通じた安全衛生計画の策定、安全衛生規程及び安全作業マニュアルの整備
 - イ 経営トップによる統括管理、安全管理者等の選任
 - ウ 安全衛生委員会の設置及び労働者の参画を通じた活動の活性化
 - エ 労働安全衛生マネジメントシステムの導入等によるPDCAサイクルの確立
- 安全衛生教育計画の樹立と効果的な安全衛生教育の実施等**
 - ア 経営トップから第一線の現場労働者までの階層別の安全衛生教育の実施、特に、雇入れ時教育の徹底及び未熟練労働者に対する教育の実施
 - イ 就業制限業務、作業主任者を選任すべき業務での有資格者の充足
 - ウ 災害事例、安全作業マニュアルを活用した教育内容の充実
 - エ 労働者の安全作業マニュアルの遵守状況の確認
- 自主的な安全衛生活動の促進**
 - ア 発生した労働災害の分析及び再発防止対策の徹底
 - イ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
- リスクアセスメントの実施**
 - ア リスクアセスメントによる機械設備等の安全化、作業方法の改善
 - イ SDS(安全データシート)等により把握した危険有害性情報に基づく化学物質のリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の推進
- その他の取組**
 - ア 安全に係る知識や労働災害防止のノウハウの着実な継承
 - イ 外部の専門機関、労働安全コンサルタントを活用した安全衛生水準の向上
 - ウ 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に基づく、安全衛生に配慮したテレワークの実施

2 業種の特性に応じた労働災害防止対策

- 小売業、社会福祉施設、飲食店等の第三次産業における労働災害防止対策**
 - ア 全社的な労働災害の発生状況の把握、分析
 - イ 経営トップが先頭に立つて行う安全衛生方針の作成、周知
 - ウ 職場巡視、4S活動(整理、整頓、清掃、清潔)、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット事例の共有等の日常的な安全活動の充実・活性化
 - エ 安全衛生担当者の配置、安全意識の啓発
 - オ パート・アルバイトの労働者への安全衛生教育の徹底
- 陸上貨物運送事業における労働災害防止対策**
 - ア 荷台等からの墜落・転落防止対策、保護帽の着用
 - イ 荷主等の管理施設におけるプラットフォームの整備、床の凹凸の解消、照度の確保、湿気の緩和等、荷役作業の安全ガイドラインに基づく措置の推進
 - ウ 積み卸しに配慮した積付け等による荷崩れ防止対策の実施
 - エ 歩行者立入禁止エリアの設定等によるフォークリフト使用時の労働災害防止対策の実施
 - オ トラックの逸走防止措置の実施
 - カ トラック後退時の後方確認、立入制限の実施
- 建設業における労働災害防止対策**
 - ア 一般的事項
 - (ア) 「木造家屋等低層住宅建築工事墜落防止標準マニュアル」に基づく足場、屋根・屋上等の端・開口部、はしご・脚立等からの墜落・転落防止対策の実施、フルハーネス型墜落制止用器具の適切な使用
 - (イ) 足場の点検の確実な実施、本足場の原則使用、改正「手すり先行工法等に関するガイドライン」に基づく手すり先行工法の積極的な採用
 - (ウ) 職長、安全衛生責任者等に対する安全衛生教育の実施
 - (エ) 元方事業者による統括安全衛生管理、関係請負人に対する指導の実施
 - (オ) 建設工事の請負契約における適切な安全衛生経費の確保
 - (カ) 輻輳工事における適正な施工計画、作業計画の作成及びこれらに基づく工事の安全な実施
 - (キ) 一定の工事エリア内で複数の工事が近接・密集して実施される場合、発注者及び近接工事の元方事業者による工事エリア別協議組織の設置
 - イ 改正「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」に基づく対策の実施
 - ウ 令和6年能登半島地震の復旧、復興工事におけるがれき処理作業の安全確保、土砂崩壊災害、建設機械災害、墜落・転落災害の防止等、自然災害からの復旧・復興工事における労働災害防止対策の実施
- 製造業における労働災害防止対策**
 - ア 機械の危険部分への覆いの設置等によるはさまれ・巻き込まれ等防止対策の実施
 - イ 機能安全を活用した機械設備安全対策の推進
 - ウ 作業停止権限等の十分な権限を安全担当者に付与する等の安全管理の実施
 - エ 高経年施設・設備の計画的な更新、優先順位を付けた点検・補修等の実施
 - オ 製造業安全対策官民協議会で開発された、多くの事業場で適応できる「リスクアセスメントの共通化手法」の活用等による、自主的なリスクアセスメントの実施
- 林業の労働災害防止対策**
 - ア チェーンソーを用いた伐木及び造材作業における保護具、保護衣等の着用並びに適切な作業方法の実施
 - イ 木材伐出機械等を使用する作業における安全の確保

3 業種横断的な労働災害防止対策

- 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策**
 - ア 作業通路における段差等の解消、通路等の凍結防止措置の推進
 - イ 照度の確保、手すりや滑り止めの設置
 - ウ 「転倒等リスク評価セルフチェック票」を活用した転倒リスクの可視化
 - エ 運動プログラムの導入及び労働者のスポーツの習慣化の推進
 - オ 中高年齢女性を対象とした骨粗しょう症健診の受診勧奨
 - カ 「職場における腰痛予防対策指針」に基づく措置の実施
- 高齢労働者、外国人労働者等に対する労働災害防止対策**
 - ア 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン)」に基づく措置の実施
 - イ 母国語教材や視聴覚教材の活用等、外国人労働者に理解できる方法による安全衛生教育の実施
 - ウ 派遣労働者、関係請負人を含めた安全管理の徹底や安全活動の活性化
- 交通労働災害防止対策**
 - ア 適正な労働時間管理、走行計画の作成等の走行管理の実施
 - イ 飲酒による運転への影響や睡眠時間の確保等に関する安全衛生教育の実施
 - ウ 災害事例、交通安全情報マップ等を活用した交通安全意識の啓発
 - エ 飲酒、疲労、疾病、睡眠、体調不良の有無等を確認する乗務開始前の点呼の実施
- 熱中症予防対策(STOP!熱中症 クールワークキャンペーン)**
 - ア 暑さ指数(WBGT)の把握とその値に応じた熱中症予防対策の実施
 - イ 作業を管理する者及び労働者に対する教育の実施
 - ウ 熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮
- 業務請負等他者に作業を行わせる場合の対策**
 - ア 安全衛生経費の確保等、請負人等が安全で衛生的な作業を遂行するための配慮
 - イ その他請負人等が上記10(1)~10(3)④に掲げる事項を円滑に実施するための配慮

●職場の安全、全国安全週間に関する情報は
こちらでも発信しています!

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/index.html>



中央労働災害防止協会

<https://www.jisha.or.jp>



職場のあんぜんサイト

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp>



●職場の安全、全国安全週間に関する情報は
こちらでも発信しています!

厚生労働省 安全衛生

検索

中央労働災害防止協会 安全週間

検索

●労働基準監督署等への届出は
電子申請が便利です!

帳票入力支援サービス

検索



詳しくは、最寄りの都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署